

2017年5月23日

病院経営本部  
本部長 様

都庁職病院支部

都庁職衛生局支部

## 36 協定要求書

日頃から都民医療の向上のためにご尽力されていることに敬意を表します。

2017年36協定締結に向けて以下要求しますので誠実な回答を求めます。

### 記

1. タイムカード、ICカード、電子カルテの使用時間など客観的な記録を基礎として労働時間を確認し管理すること。
2. 客観的な記録を活用することができずやむを得ず自己申告によって出退勤の管理を継続する場合は、全職員に勤務前後に働いた時間を正確に申告するように文章で指導すること。
3. 超過勤務を自己申告するに際して、正確な自己申告の助けになるように「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」（以下ガイドライン）の趣旨を説明する文章を全職員に配布すること。
4. ガイドラインでは、「実際には延長することができる時間数を超えて労働しているにもかかわらず、記録上これを守っているようにすることが」、事務・コメディカルの職場で慣例的に行われてないか確認すること。
5. 各職種に関しての要求。
  - 1) 看護職場に関して
    - (1) 前超勤の実態を当局の責任で正確に把握すること。
    - (2) 前超勤をしなくて済む業務スケジュールへの変更を早急に行うよう指示すること。業務スケジュールの変更で前超勤がなくなったのかを当局責任で確認すること。
    - (4) 業務スケジュールの都合上、前超勤をせざるを得ない場合は超過勤務命令を行うこと。
    - (5) 当局責任で退勤管理を行うこと。
    - (6) 自己申告された超勤時間が正確なものか当局責任で確認すること。
    - (7) 学習会は業務時間内に行うこと。やむなく時間外に行う場合は悉皆なのか任意参加なのか明確にすること。業務上の必要で行われる病棟学習会が時間外

に行われた場合は超勤対応すること。

(8) 育児短時間制度利用者が、やむを得ず定められた勤務時間を超えて勤務した場合は労働時間を確認し賃金を支払うこと。

(9) 大塚病院のキャリアアップポイント制度を BSC から外すこと。

2) コメディカル職場に関して

(1) 自己申告された超勤時間が正確なものか当局責任で確認すること。

(2) 長時間労働を改善するための有効な具体策を実行すること。

3) 事務職場に関して

(1) 長時間労働を改善するための有効な具体策を実行すること。

4) 研修医に関して

(1) 当局責任において労働時間を適切に管理すること。

(2) 夜間の電話対応も労働時間として認め超過勤務対応すること。

以上